

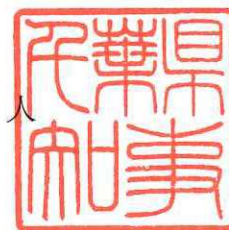
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市中央区中央三丁目10番6号

氏 名 株式会社 海成  
代表取締役 稲垣 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和3年7月15日

許可の有効年月日 令和8年6月26日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、カ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、キ がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

な し

## 【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

## 3. 許可の更新又は変更の状況

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 平成13年6月27日 | 新規許可                 |
| 令和3年7月15日  | 更新許可                 |
| 令和7年2月4日   | 変更届（代表者変更、役員変更、株主変更） |

## 4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。